

平成29年6月  
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成29年6月12日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高梨 弘人 君	3番 久我 恵子 君
4番 照川 由美子 君	5番 磯野 典正 君	6番 鈴木 克己 君
7番 戸坂 健一 君	8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君
10番 末吉 定夫 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩瀬 洋男 君	14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君
16番 寺尾 重雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 藤平 益貴 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 植村 仁 君
介 護 健 康 課 長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 関 富夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平松 等 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 岡安 和彦 君
社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君	水 道 課 長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 事 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

---

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算

第2 請願の委員会付託

請願第2号 「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願  
第3 休会の件

---

## 開 議

平成29年6月12日(月) 午前10時開議

○議長(岩瀬洋男君) ただいま出席議員は16人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 議案上程・質疑・委員会付託

○議長(岩瀬洋男君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。磯野典正議員。

○5番(磯野典正君) 議案第31号について1点だけ質問をさせていただきますけれども、説明いただいたときにもお話いただきましたが、国保運営協議会の中でどんな意見が出されているのか、そして市長に対してどのような答申が出されたのかをお聞かせください。

○議長(岩瀬洋男君) 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長(植村 仁君) お答えいたします。先月22日に開催されました国保運営協議会の審議の中でどのような審議がなされたかということでございますが、まず質疑として1点、改正された後の応能・応益割の割合はどうなるのかということでございます。これにつきましては、改正前は53.5対46.5、応能のほうは3.5ポイント高い状況にありますけれども、均等割に振り替えることで51対49で、ほぼ半数近くになるという回答でございました。

もう一つ、要望として1点、今回の賦課方式の変更に当たっては、均等割の影響を受ける子育て世代に係る福祉施策の拡充を図るようにとの要望がございました。この要望につきましては、市長の答申書に加えられました。以上でございます。

○議長(岩瀬洋男君) ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番(磯野典正君) ありがとうございます。子育て世代の子育てに対する支援施策というのを今後充実をしていただければと思います。答弁は結構です。

○議長(岩瀬洋男君) ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番(藤本 治君) 議案第31号ですが、この資産割の廃止に伴う、この資産割で入る予定の税収の総額をお尋ねすると、これは応能割に当たる税科目ですけれども、これが均等割によって補われるということで、それこそ、本来、税負担は応能負担によって賄うべきが原則だと思うんです。そういう原則から外れて、応能割から応益割にという、そういう税負担というのは、収入の少ない人に重い負担を負わせることになる、逆進税を強めることになりますので、本来あってはならないと思うわけですが、そういう今回の改正は、応能負担という原則から外れるという点でふさわしくないと思うんですけれども、その点、どういうふうなことでこういうことになったのかお尋ねしたいと思います。

○議長(岩瀬洋男君) 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長(土屋英二君) お答えいたします。1点目の、資産割の廃止に伴う、廃止した資産割の総額でございますけれども、平成29年度についてはまだ本算定を行っていないんですけれども、4月の段階で出てきた所得、ほぼ95%以上の確率で所得情報を把握している状態で試算したときの数字でございますけれども、総額で1,422万8,000円、この分が資産割として国民健康保険税で頂戴していた額、これを廃止しようとするものでございます。なお、国民健康保険税に係る資産割については、医療分で10%、介護納付金分と後期支援分でおのおの1.5%でございましたので、個々の納めていただくべき固定資産税の13%が国民健康保険税で納付いただいていたものでございます。

2点目の、応能である資産割を廃止して応益の均等割に振り替えた理由ですけれども、先ほどのご質問で市民課長がお答えした中にもございましたけれども、改正前の応能・応益の割合が53.5対46.5で、所得割と資産割で構成する応能が3.5ポイントほど、50対50がふさわしいと思われるところからすれば、多少応能のほうに比重が傾いていたものを、今回均等割に振り替えることで、それが51対49に、おおむね50対50に是正されるということから、よりふさわしい負担のあり方だというふうに判断して均等割に振り替えたものでございます。以上です。

○議長(岩瀬洋男君) ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番(藤本 治君) 応能割と応益割の負担割合は50対50がふさわしいという、それを大前提にして今回の改正を正当づけるというのはいかがなものかなと思います。50対50がふさわしいということが、何か錦の御旗のような取り扱いをすべきものではないと思います。応能負担を原則にするのが税の原則であるべきだと思います。ましてや今回の改正は、資産割と均等割だけを変更しようとするものであって、従来の負担をしてきた市民にすれば、資産を余り持たなかった方で家族が多い方にとっては非常に重い負担を課すことになりますので、こういうことは応能負担の原則からして著しくそれを損なうものだと思うんです。だからこそ、こういう改正の仕方をするのではなく、むしろ資産割の廃止そのものを実行する、そのことで失われる1,222万円の税収を、ほかの一般会計からの繰り入れとか、そういった措置によって税負担の軽減という方向に、今回の改正、この資産割の廃止というものを、税負担の軽減という形で実現することが最も望ましいと思うんですけれども、そういう点で、資産割を廃止して、均等割にそれを振り替えるというのは、50対50という、そのことをもって正当化されるものではないと思いますけれども、そして、これを税負担の軽減ということで、均等割に振り替えることなく、一般会計からの繰り入れ等によって措置すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(岩瀬洋男君) 答弁を求めます。土屋税務課長。

○**税務課長（土屋英二君）** お答えいたします。来年から始まります財政運営の都道府県化で県がいろいろ試算している中で、標準的な保険料率なり、算定する上でのたたき台として県が示す市町村への税負担は、所得割と均等割の2方式で50対50になるような形でやってみようとするのがいかにかというのを市町村に意見照会しております。それがどういう回答が寄せられて、その結果どうであったかというのは、まだ私どもには情報がございませんけれども、ひとしく医療を受けられる、例えば、ひとり暮らしの方と多くの家族を抱えている被保険者の方からすれば、同じ負担というより、家族の多い方のほうが医療提供を受ける機会なり、実際に件数や金額も多いでしょうから、それぞれ、それに見合う額をとということで応益の割合というのがつくられていると思います。今現在、国では50対50が、7割、5割、2割の軽減の基本的なものとしての、応能・応益割合については制度的には今50対50がふさわしいとか、それにしなさいという規制はなくなっておりますけれども、県内市町村の動向を見ると、おおむねこの市町村も50対50がふさわしいというやり方でされておりますので、所得割のみでかけてしまえば、限度額オーバーの方については実際には税負担の増加はございませんけれども、中間所得者層に重い負担がのしかかってしまうところもございますので、従前より取り扱ってきました応能・応益の割合については、おおむね50対50が妥当であろうということ踏襲しておるものでございます。また、法定外繰り入れにつきましては、従前より勝浦は、国とか県とかそれぞれ公的な負担と保険税で賄うべき特別会計で経理すべき予算であることから、法定外繰り入れといえますか、赤字補填的な繰り入れについては、それをすべきでないという考え方で保険税の運営をしてきておりますので、今回の改正に当たっては、資産割の廃止のみで赤字を一般会計から補填するという考え方は持たずに税改正の原案をつくったものでございます。以上です。

○**議長（岩瀬洋男君）** ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○**1番（藤本 治君）** 50対50で応能割・応益割の比率はふさわしいというふうに断言なさるんですけども、それは違うと思うんです。負担のあり方としては、応能負担が原則というのが税の負担のあり方だと思うんです。これは国保税だけに限らないことでもありますけれども、国保税においてもそのとおりではないかと思えます。だから50対50が一番ふさわしいということを錦の御旗のように断言なさる根拠はないんじゃないかと思えます。明確な根拠があるのであればお示しただきと思えます。

○**議長（岩瀬洋男君）** 答弁を求めます。土屋税務課長。

○**税務課長（土屋英二君）** お答えします。先ほどお答えしましたように、従前は国は7割、5割、2割の軽減、国が財政支援する上での軽減すべき保険税の税率のあり方としては50対50がふさわしいというのは国の中で基準が示されていましたが、個々の市町村の独自の取り組みで差し支えないということで、その50対50の基準については、今、地方分権の時代という中なのかもしれませんが撤廃されておまして、明確な法的な根拠はございません。ただし、先ほど言ったように、全て所得割のみでいった場合には、ひとり暮らしの方と、4人、5人と多い方で、その世帯でかかる医療費の度合いというのが違いますから、世帯人数の多い方には、より医療の機会、公的負担も、国保ですと基本的に7割公的負担がございますから、残り3割窓口で負担いただきますけれども、その公的負担のかかる割合も世帯人数が多いほどかかりますことから、応益の考え方というのがあってしかるべきだと思います。なお、その50対50でありますと、低所得者の方についての負担が重いということも事実でございますので、制度的に、一定の所得以下

の方については、例えば所得がゼロと判定されたものについては、平等割と均等割については、その賦課総額の70%を軽減します。33万円以下の方であれば、一定の金額、1人当たり27万円を掛けた人数を加えた数で、その所得を下回る方については均等割と平等割が5割軽減される。それから、1人当たり49万円を掛けたものに基礎控除分の33万円を加えた額で出した答えが一定所得以下の場合には2割軽減すると、低所得者については最大7割までその負担が軽減される仕組みがありますので、応益についての一定の考え方はあるべきものと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 前段者、それから前々段者から国保税条例の一部改正について質問があったわけでありまして、今、前段者の質問を聞いていて、余り理解されていないのかなと思ったので質問させていただきたいんですが、まず最初に、県内の市町村、自治体の、賦課方式、勝浦の場合4方式ですけども、平等、均等、資産、それから所得と、4つやっていたわけです。今回の税条例の改正によって資産割を廃止しようということ。医療分、支援分、介護分と国保の場合はあるわけですが、県内の各市町村の状況は今どうなっているかというのを、最初1回目の質問でお聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。国民健康保険税の課税については、基礎課税と言われる医療分と、後期高齢者支援分、介護納付金分の3つのお金をそれぞれの納付賦課方式で集めていますけれども、まず医療分につきましては、平成28年度の状況で県内の37市の状況でお答えさせていただきます。医療分については、4方式、所得割、資産割、均等割、平等割の4つを使って出しているのは、勝浦を含めて10市町村、資産割を除いた3方式であるのが千葉市、市川市を初めとした26市町村、所得割と均等割の2方式でやっているのは船橋市のみという状況です。

介護と後期につきましては、資産割を含めて4方式をとっているのは、37市中、勝浦市のみ、資産割を除いた所得、均等と平等の3方式は、後期では千葉市、八千代市、いすみ市、介護では千葉市といすみ市の2市、そういう状況で、後期であれば33市、介護であれば残りの34市は所得割と均等割の2方式ということで、後期と介護について資産割を今組み込んでいるのは勝浦市のみという状況から、今回見直しをしようとするものでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 今ご答弁をいただきまして、基礎課税分となります医療分は、37市のうち26市が3方式をとっているということでありました。資産割を廃止することで、低所得者層に負担がくるというような前段者の質問があったんですけども、資産割は所得になりませんから、所得になる部分も多少あると思いますけれども、資産割を廃止するというので、逆に言えば、運営協の、先ほど市民課長から答弁がありましたけれども、資産割を廃止することによって、それを均等割に割り振ることによって、資産を持っていない若い世代の方たち、子どもがいる家庭にしわ寄せがくるだろうという意見が運営協で出されて市長に答申されたということなんです。逆に言えば、所得のない、資産を持っているお年寄りの方たちにとっては、今回のこの税条例の改正は、保険料が安くなるということなんです。全体のパイは変わらないわけです。全体のパイは変わらない中で、増えるところと減るところが出てくる。増えるところは、若い世代が増えるんでしょう。減るところは、高齢の方たち、あるいは独居老人の方とか、そういった所得のない方が負担が減ることなんだと思います。そういうことで間違いはないと思います。そういうこ

とでよろしいのかという部分を確認で質問させていただきまして、あわせて、運営協で市長に答申された内容を、子育て世代にしわ寄せがくるのであれば、その分をしっかりと福祉政策として行っていただきたいということでありましたので、それについてしっかりと対応していただければ、私はこれは非常にいいことだと思いますし、もっと言えば、今回は、賦課方式の見直しだけ今議論されていますけれども、軽減措置の拡充ということで、2割軽減、5割軽減の方たちは、さらに軽減措置が拡充されるわけでしょう。そのことをしっかりと指摘しておかないと、7割軽減は今回該当しないと思いますけれども、2割、5割の方たちにとっては、さらに市は保険料を負担を減らすというような今回の税条例の内容になっていると思いますので、もう一度、済みませんが、税務課長において、私が今質問した内容が、指摘が間違っているか、間違っていないのか、あわせて、福祉課長に、しっかりと子育て世代を、これは福祉課長が答弁するより、市長か副市長に、答申書を含めて、行っていただきたいということでご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。まず土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。前段の、今回の見直しに伴う、総額は確かに、現行税額、保険の賦課総額の現行以内にしますということで、勝浦市は今回値上げをしたということではなく、中の組み替えをしたという理解でございます。しかしながら、どうしても増える人、減る人が出てきますけれども、固定資産税を支払っていた方が、今回、資産割で固定資産税額の13%の税額が国保で消えますので、その消える額が、おおむね、被保険者の少ない固定資産税を余計持っている方については、29年度は安くなると思います。

もう一つ、資産割は応能のほうでしたので、所得が少ない方でも固定資産を持っていた方についてかかる保険税は、先ほどの7割、5割、2割の軽減はかかりませんので、その出てきた税額100%をお支払いいただきますけれども、振り替わった均等割は、所得がない方ですと最大7割軽減がされます。3,700円均等割が1人当たり増えますので、固定資産の税額に13%割りますと2万8,500円相当です。2万8,500円相当の固定資産税を、それよりも高い固定資産税を納めた方であれば、ひとり暮らしの場合ですけれども、確実に下がります。なおかつ、7割軽減ですと、均等割は7割、3,700円の7割軽減されると、おおむね1,100円ですので、約3万円の固定資産税ですと、資産割が3,700円消えますけれども、均等割は1,100円しか増えませんが、そういう方については保険税が下がるということで、被保険者数が少なく、固定資産税を納付された方については、今回おおむね減少の傾向に出てくるものと思います。一方で、資産を持たないで、子育て世代を中心として、被保険者数が多いといえますか、4人、5人といえますと、1人当たり3,700円掛ける人数分で増えてきますので、どうしても、均等割そのものは引き上がってきってしまう。その上げ下げありますけれども、全体では、現行の賦課総額は現行以内におさまるようという形で今回の改正をつくらせていただきました。私からは以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。子育て支援の充実ということですが、これは大変重要な施策であると考えております。今年度、市といたしましては、子ども医療費の充実を図るために、小学校4年生以上の外来の医療費につきまして、これまで償還払いであったものを、現物給付、いわゆる医療機関で費用を払えば、それで手続は済むという方法に制度を変えました。また、ゼロ歳児のおむつの支給ということで、これは給付券ですが、そういった制度も新たに立ち上げました。そのほかにも、施設の充実ということで、今、認定こども園の設計に入っ

ておりますけれども、これらを含めまして、国保運営協議会で要望のありました子育て支援の充実につきまして、今後も引き続き充実を図ってまいりたい、配慮してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 今回の税条例の改正によって、先ほど土屋税務課長がお話しされたように、資産を持っていない若い世代にとっては多少の負担が出る。副市長から、それについては、国保運営協から出された答申内容に沿ってしっかりと子育て支援をするということでありますので、今回の改正内容をしっかりと読み砕いて理解をしていくと、保険税のしわ寄せがくるところと軽減されるところというのをしっかりと理解をすれば、今回の税条例の改正については、私は、全面的に賛成ということではないかと思えます、均等割じゃなくて、平等割にも多少振ったらどうかという思いもあつたりもしますけれども、先ほどの副市長の答弁もありましたとおり、負担のしわ寄せがくるであろう子育て世代に対してはしっかりと福祉政策を進めるということですので、今回の税条例に関しては、軽減措置の2割軽減と5割軽減の拡充の部分も含めて、大いにやっていただきたいということで、質問を終わらせていただきます。答弁は結構でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は産業厚生常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第32号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、14ページ、消防費の災害対策費、防災アプリ整備管理事業700万円についてお伺いいたします。今後さまざまな災害が想定される中で、県下でもスピーディな、すばらしい取り組みだと思えます。

そこで、2点質問いたします。防災アプリといえは、通常、例えば防災マップであるとか、防災ガイドであるとか、災害時にはメールのプッシュ通知などが基本の機能になると思うんですが、業務委託に当たって、その他の、例えば勝浦市ならではの何か独自の機能というのが予定されているのでしょうか、わかる範囲で構いませんので、お聞かせください。

2点目です。災害発生時には、例えば基地局の故障であるとか、停電などによって携帯の電波が通じない事態、オフラインという事態が想定されると思うんですけれども、このオフライン時の機能はどのようなものを現状お考えかお聞かせください。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず1点目の、このアプリに関して、勝浦地域なら

では独自の方式ということでございますが、これはあくまでも、当初の予定は防災にかかわる音声による配信をまずメインとしております。しかしながら、このアプリケーションにつきましては、防災のみならず、行政のあらゆる音声配信も可能ということも聞いて、他の市町村の例でいきますと可能となっておりますので、その辺はいろいろ意見を聞きながら、また検討しながら、勝浦市独自の配信等ができるものであれば、行ってまいりたいと考えております。

また、2点目の通信のシャットダウン的なもの等の想定でございますが、これも、あくまでもアプリケーションを利用した音声配信でございますので、全部は検証できておりませんが、通信がシャットダウンされた場合には非常に厳しいのかなと考えております。あと、これはあくまでも、現在、屋外にありますスピーカーでの音声配信、あとは戸別受信機の配信、それに加えてこういったアプリも使って、より広く配信していきたいというのが基本でございますので、そんな形で、シャットダウンされた場合は、今のところ非常に厳しいかなと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） まず、防災アプリの勝浦市の独自性であります。ほかの音声等も配信予定ということですので、ご検討をお願いしたいと思います。

また、ほかの自治体の防災アプリの例を見ますと、簡単にダウンロードできますので触ってみますと、例えば名古屋市だと、津波の想定の高さが、住んでいる地区ごとによって配信をされたりといった、その自治体ごとの独自の機能というのがありますので、勝浦市においては特に津波対策について独自のアプリ機能というのは、予算の中で十分業者と検討できると思いますので、これはつけるべきと思いますが、ご検討いただけるかどうかお聞かせください。

また、2点目のオフライン時の機能充実ですけれども、こちらも、通常、アプリといいますと、アプリを開くと、簡単な、ふだん使える電波を使わないデータというのが必ずついていると思います。防災ガイドとか防災マップというのはそれほどデータの容量は大きくないので、何か停電があったり、携帯の電波が通じないときに、そのアプリを開くと、ガイドが見れる、こうすればいいんだとか、マップが見れる、ここに避難すればいいんだという機能をつけるのはそれほど難しくないと思いますので、例えば、以前、一般質問でも提案させていただいたのですが、千葉県には千葉の地震防災ガイドというものがあります。これの県南版もありますので、5ページ程度の容量ですので、それほど添付は難しくないと思います。ですので、オフライン時のマップであるとかガイドといったようなデータの軽いものの添付は必須だと思いますので、その点、オフライン時でも見られるようにするデータを添付すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。1点目の、各地域に合った、例えば勝浦の場合は沿岸部でございますので、津波等の情報ということ、それらも今後、予算確定後、業者等選定していく上で、そういった機能も持たせることができるかということも含めて、できるだけ行ってまいりたいと考えております。

2点目のオフラインでの関係ですが、確かに、マップ等を事前にスマートフォンの中に読み込ませて表示するというのを私も理解しております。あくまでも容量、一時ちょっと考えたことだったんですが、スマートフォンでそれぞれ皆さん容量を持っておりまして、それを入れた

ために、今度、自分が通常使う機能が非常に遅くなるとかという話も聞いております。したがって、その辺もいろいろ踏まえながら、可能かどうかとも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 本当に素晴らしい取り組みだと思いますので、機能充実をぜひ図っていただきたいと思います。

最後に、アプリの導入という点について、例えばご高齢の方とか、いわゆるガラケーを使用している方とか、またはアプリが増やせないことが前提になっているらくらくホンなどの、いわゆる機能制限型のスマートフォンなどを使っている方にとっては、これまでの防災メールの配信以上に、ある意味で難易度が高くなってしまおうという面もございます。先ほど課長答弁にもあったように、容量の関係とかでいろいろ難しい面もありますので、導入に当たっては、使い方などの講習とか、しっかりと周知徹底を図っていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 私からは、14ページ、消防費、消防施設費整備事業で、ここに消防詰所建築工事費として1,189万1,000円という額で第3分団第5班の守谷班の詰所を新しくするというふうに計上されていますので、詰所の改築・新築に当たっては、さまざま条件があると思います。まず1点は、その守谷になった経過をお話ししてください。

2点目ですが、15ページ、教育費の小学校費、そこに勝浦小学校敷地内防護柵、その工事費として98万3,000円という計上をされております。これは、いつからいつまでの間、どの程度の工事になるのか、額としては100万円に満たない額で、工事の内容、どの程度まで行うつもりなのかということをお伺いします。

3点目は、同じく15ページ、中学校費、これは工事請負費として229万6,000円という計上で、自家用電気工作という工事になっているんですが、これも、内容、どんなところまで行う補修なのかという点でお聞かせください。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回、詰所が守谷になった経緯ということでございますが、そもそも、この詰所建て替えに当たりましては、当然建築年が古いというのがあるんですが、建築年が古くなくても、塩害で損傷が激しい建物も結構ございます。守谷の場合はその例に当てはまっているわけですが、まず経年的に古いもの、また、損傷箇所が結構ひどくて、改修をしても余り延命が見込めないものをまず優先的に、それと、施設を建てる用地がはっきりしているということ、その辺をある程度踏まえた中で決めていったこととございます。今回、守谷につきましては、海のすぐそばにありまして、かなり塩害がひどくて、延命も見込めないということだったので、今回、守谷を改修というふうになりました。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。まず、勝浦小学校の防護柵の設置工事費ですが、工期は約一月です。夏季休業中に施工完了する予定です。内容といたしましては、昨年6月に発生いたしました土砂の崩落、そして3月に竣工いたしました、土砂の撤去、整地、植生、その場所に、この4月以降、雨天時において少量の土砂の崩落が見られます。児童の安全確保、校

舎の安全確保のために防護柵を設置をするもので、H鋼を立て、その間に木材を挟み、柵を設置するものといえます。

次に、勝浦中学校の電気工作物の維持補修工事でございますが、本年4月、電気設備保安点検におきまして、柱上開閉器及び高圧引き込みケーブルが不適合とされました。ともに経年劣化で早急な工事が必要であると診断を受けました。開閉器とは、中学校で電気事故が発生した場合に、近隣住民への波及事故を防ぐ役割があります。いわゆる電気の保護設備でございます。工期は約3カ月を予定しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。1点目についてですが、老朽化と、塩害による延命が見込めないものということで、それから用地ということもあり、守谷に新築が決まった。了解いたしました。

この後、勝浦市内において、今後の詰所の新築に当たっての見通しはどういうふうになっているのかをお聞かせください。

2点目ですが、これは、1年前、崩落したそのときに、私、直ちに見に行かせてもらいました。それから二月に一遍ぐらい、どの程度のものがあるかということで、自分の目で確かめさせてもらっています。一旦、崖の上のほうを、1メートルぐらいの簡易柵で、樹木とともに土砂の流出を抑えるような応急手当てがされているわけですが、今朝も小石が落ちてきている状況です。子どもたちの安全を考えた場合、今までそういう崖崩れの状態を見ていて、果たして、この98万円というところで安全の策がとれるのかなど、ちょっと心配な気がいたします。崖の脇には、教科で使う教材園があるんです。そのところに子どもたちは行って、勝浦小の場合、教材園となる場所がないんです。ですからプールの奥まったところに教材園をつくっているわけですが、そこに子どもたちが行ったり来たりするのを、この崩落が起きてから、しばし、そこには入るなということ子どもたちはそこには入っていない状態なので、うまく使われていません。そういう状況の中で、この98万円に対応して、この後、2回目の何かがあるのかどうか、計画がある場合には教えてもらいたいと思います。

3点目の中学校の開閉器というところで、維持補修、この面については了解いたしました。

2点について、よろしくをお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。今後どのような計画かということでございますが、これはあくまでも、単純に建築年で判断したことでございます。先ほど申し上げましたように、用地のことだとか、そういったものはまだ把握しておりませんが、あくまでも建築年度で申し上げますと、昭和30年代に建てられたものが鶴原の詰所、墨名の詰所、白木の詰所、宿戸の詰所、この4つが単純に建築年で判断したところでございます。これがその後、大規模な改修をしたかどうかまだ私の手元には資料がないんですが、通常でいった場合、こういったところから進めていくのが妥当かなと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。前年度の崩落箇所につきましては、都市建設課立ち会いのもと、現地確認を教育委員会も行っておりますが、都市建設課の判断といたしましては、安定岩盤となっている。その上の部分で、その境目には植生が施されておまして、ただ、そ

の植生の間から一部小石等が落ちてきているというのが現状かというふうに把握をしております。したがって、現時点では、2回目の工事等については計画をしております。

また、ご指摘の教材園、現在ジャガイモが植えられております、その場所につきましては、今回柵を設置する場所より勾配が多少緩やかになっておりまして、間に幼稚園との通路等も含まれている関係から、危険の度合いからすれば、今回柵を設置する場所よりはというふうに考えてはおりますが、ただ、想定にとられるなというようなこともございます。現在、あと収穫を残すのみという状況になっておりますが、雨天後や、また、その他状況をよく確認をしながら、児童をそこに入れて作業を行わせるかどうかという判断も、学校と協議をしてみたいと考えております。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 1点目ですが、ありがとうございます。昭和30年ですか、市内の詰所の新築に当たっては、老朽とともに、その用地ということで、鶴原も、この面で大変困っております。今の詰所は、はっきりとした持ち主が特定できない、複数というところの用地になるらしくて、ここに詰所を新しく建てることは不可能かもしれない。そのほか、個人所有の土地も含め、どこか用地を提供してくれるところはないかというところでの努力を続けておりますが、市役所におかれても、どういうふうに用地を判断したらよろしいのかというところを、十分相談に乗っていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。これは鶴原だけではなくて、土地の問題を有しているところはほかにあるかもしれません。そういう面について、どのようにしていったらよろしいのかというところでのご助言を、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

2点目ですが、教材園を使うようでしたら、ここの柵をやった場合、石が落ちてくる、地震等でまた崩落するという危険性もあります。そうすると、学校側の指導は、子どもたちの安全を考えた場合、守るために、後ろのところに入るということになると思います。ベストを言うならば、あそこをしっかりと吹きつけ等していただければ子どもたちも裏側に入って活動できるわけですが、多分98万円ではそういうふうにならないのだろうなど。そして次の工事の計画もないということですので、この機会に、どうしたら安全性を保てる状況になるのかというところをしっかりと見極めて、工事、夏休みに行うということです。ここのところをもう一遍新たな目で調査、いろいろと補修の仕方とか工夫していただきまして、よろしくお願ひいたします。これは要望であって、質問ではございませんので、以上で私の質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 9ページ、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業、1点だけお伺いします。補足説明資料を見ると、寄附が行われて感謝券を発券したもののうち未換金分の感謝券に相当する報償費となっております。これ、私ちょっと理解ができない部分だったので、もう一度詳しく、ここの部分の10億円の贈呈事業について、お聞きたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 質疑の途中ではありますが、11時10分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業10億5,671万5,000円につきましては、この七福感謝券が本年2月末をもちまして交付を終了いたしました。この七福感謝券が補正予算調整時点におきまして12億9,530万8,000円が未換金となっておりまして、今後、今年度換金が予定されますことから、今回、当初予算の残金を差し引きました10億5,671万5,000円を補正予算計上いたしました。ちなみに、七福感謝券の発行状況でございますけれども、平成28年度4月から2月末までで19億169万7,000円、5月末時点で換金済みが7億2,452万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 内容はわかりました。2回目については、これについて、昨日もテレビでまた感謝券が映像化されたようですけれども、噂の東京マガジンですか、どんどん勝浦の名前が出ている部分もあるんですけれども、以前、副市長がネット転売の関係でヤフーのほうに赴いて、その部分の苦言といいますか、対応をお話ししたということを知っていますけれども、今現在でもまだこのネット転売がネット上で流れているのかどうか、その辺の確認がとれているのか、1点お聞きします。

もう一点は、最近またテレビ等で総務大臣が出てきまして、ふるさと応援寄附金についていろいろ話しています。大臣通達が正しいかどうかわかりませんが、総務省から勝浦市にどういう内容のものが来ているのかということも1点。

もう一点は、勝浦のやっていた感謝券7割還元というのは全国でも例を見ない部分だったんですが、今後は3割以下にという話も出ています。勝浦市で3割となると、もちろん勝浦の特産品という部分が一番大きいと思うんですけれども、そういうものについての見直しは今後あるのか、あればどういう部分で見直しをしていくのかという部分と、もう一つは、総務省で、各自治体、熊本の和牛とか、いろいろありましたが、今までやってきた中で、そのものを受けて量産体制に入っている自治体もあると聞いています。今回の総務省の通達によると、そういうものもだめだよということになっちゃうと、今までのものが全部崩れていっちゃって、生産者のほうが悲鳴を上げる部分も報道されていまして。特に勝浦市で今までやってきた品物で、これはだめだとふうな指定がされたものがあるのかどうか、一般的にどこでも買えるような品というのは基本的にはだめになっていくような話ですが、その辺のものがあるかどうかについてお伺いします。

質問はこれで終わるんですけれども、この感謝券は、勝浦にとって非常に大きなメリットが出ています。今年の夏を中心に、この感謝券を使うために勝浦に来る方は相当増えるものと思いますので、その辺の対応もしっかりと行っていただければと思いますので、その辺を含めてご答弁をお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。1点目でございますけれども、昨年12月14日と記憶してございますけれども、関副市長と私でヤフー本社を訪ねまして、このかつうら七福感謝券につきまして、ネットオークションへの出品停止、これは書面で依頼をいたしました。残念ながら、その受け入れも、実質、受け入れてくれておらない状況でございまして、現在もまだ感謝券はネット上に散見していると認識してございます。

続きまして、総務大臣通知につきましてでございますけれども、4月1日付で総務大臣通知で、ふるさと納税に係る返礼品の送付等についてということで文書が出されておりました、大きいところだと、返礼品の割合を3割合以内にとどめるように、そういう通知でございます。これを受けまして、当市でも今後検討してまいりの中で、具体的に総務省で品物の指定がございましたのは、ウエットスーツ、サーフボード、これらが高額商品として位置づけられてございます。これにつきましては、一応見直させていただく方向で検討してございます。

続きまして、各自治体の量産体制でございますけれども、当市は、品物ですと、水産加工品が多く出てございます。例えば、アジの開きでしたり西京漬け、これらも非常にニーズが高く、恐らく業者もそれなりの設備投資と申しますか、設備準備をしているかと思っておりますので、今後、できるだけこちらでも努力いたしまして、なるべくそれらを希望される寄附者を今後とも努力して募ってまいりたいと思っております。そういう中で、七福感謝券は非常に好評をいただきましたけれども、コスト、かつうら七福感謝券は一日にしてならずということで、現在、若手職員を中心に今後研究を重ね、七福感謝券に見合うような新たな返礼品の開発を研究してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 先ほど申したとおり、感謝券は、経済波及効果は非常に高いものでしたが、なくなるのもある意味残念な部分もありますが、やむを得ないということで、ウエットスーツとサーフボードの2点が返礼品にそぐわないという総務省の見解だということではありますが、このほかにも、家電製品とか、いわゆるどこでも買える品についてはそぐわないということも言われています。ただ、勝浦市の場合は、七福感謝券を、当市に来て、当市の店で買うということが前提条件でありますので、事業参加している商店等を含めた小売業の方や、いろいろな観光業、要は感謝券が使える業の方には、いま一度徹底して、その辺のことについて、これ以上苦言を呈されないような、そういう健全な感謝券の使い道をいま一度市内の業者に、もちろん商工会を通じてでしょうけれども、そういうものを出していったほうがいいのかと思います。

先ほど、水産加工品、これらについては勝浦市の特産品として出ているということですので、ぜひとも特産品が多く出るように、それと、観光業にしても、タンタンメンも含めて、勝浦に来る方も非常に増えています。今年度については、七福感謝券が使える限度が恐らく来年の春先ぐらいまでだと思いますので、その間により多くの方が来て勝浦の経済効果が上がるように期待をしまして、答弁結構ですので、質問を終わります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） ただいまの質問に関連してですが、9ページのふるさと応援寄附者報償費につきまして、19億円のうち、今7億円余りが換金されているということですが、その内訳を教えてくださいのと、特に経済波及効果としてどのような効果が生まれていると把握されているのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、10ページの総野園の将来構想の検討につきまして予算が計上されておりますが、総野園の将来についてはどういう選択肢があって、どのような検討がなされるのかをお伺いをいたします。

それから、14ページの防災アプリにつきましてですが、今、防災無線や屋外の拡声器、

それから防災メール等々で情報提供がされているわけですが、どれもがそれぞれ補完する役割を持っていると思うんです。防災メールも登録者に、無線で言ったことが聞き取れなかった方についてはメールで確認できるという補完関係にあると思うんですけれども、このたび防災アプリとして導入を計画されているものは、今、防災アプリは、一番通例は、自分の今いるところから最寄りの避難所まで、どこが一番近くにあって、どういう経路で行けるかということを提供しているアプリが主流かと思うんですけれども、今回計上されたアプリの導入は、誰を対象に、どういうことを提供して、今あるものとの関係、補完関係ではなくて、新たなものがつけ加わるのかどうか、どういう構想のアプリを導入しようとしているのか、対象がもし観光客とか外国人とかということになってきますと、多国語対応とか、あるいは自分が今いる場所が津波の被害を受ける場所なのかどうかという安全性を情報として提供するアプリもあるようですけれども、そういった外来者に対する対応を想定もするのかどうかということで、対象が、誰に、どういうものを提供するのかというのが大事なかなと思うんですけれども、その辺の構想をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。七福感謝券の業種別換金額でございますけれども、初めに販売業で4億1,219万5,000円、宿泊業で1億3,217万7,000円、レジャー業で4,395万6,000円、サービス業で1億687万3,000円、飲食業で2,932万8,000円でございます。

また、この波及効果でございますけれども、今申し上げましたように、販売業に続きまして宿泊業が多くございます。ですから、お泊まりいただいて、例えばお帰りの際にお土産品をお買い求めになられたり、また、観光地に立ち寄られたり、そういう波及効果があると認識しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。私のほうは、総野園の将来構想検討委員会の検討の中でどのような選択肢があるかというご質問だと思いますけれども、本総野園につきましては、平成18年から指定管理者制度を導入して進めておりまして、平成25年からさくら会のほうで指定管理を進めている状況です。建物も、老人ホームにつきましては築43年経過しておりますので、老朽化が進んでいるところです。現状といたしましては、特に問題等は発生していないところでございますけれども、老朽化が実際進んでいる状況です。

このような状況で、仮に大規模の改修ですとか、建て替えの必要性が生じた場合、建て替えに要する市への負担が懸念されるということで、また、同類の特養老人ホーム関係につきましては、全国的に民間への移管・移譲が進んでいるという背景もございますので、まずは1点目といたしましては、民間への移管・移譲について検討したいというものがございます。あとは、指定管理をこれから継続していくという検討、あとは、考えはわかりませんが、その他についても検討したいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。防災アプリの対象者、また、どのような構想かというご質問ですが、この防災アプリにつきましては、基本は勝浦市民を対象にしております。現在、先ほども申し上げましたが、無線で各市内地域に音声で情報発信しております。いわゆる外にスピーカーをつけたものですが、あれが今、市内に96カ所設置しております。もう

一つ配信ができる方法は、これはあくまでも希望者ではありますが、戸別受信機というもので、各家庭に設置しているものでございます。今現在のこの方法は、例えば表の子局やスピーカーから出るものは、雨が非常に強いとき、また風が多いとき聞こえづらい場合もある。また、戸別受信機も、現在、希望者ということで、設置率というか、普及率が2割程度になっております。このようなことから、防災情報、こういった緊急情報というのは、あらゆる面でやる必要があると考えております。そんな中でスマートフォンというのが一つ候補に上がって、今回行っていきたいわけですが、このスマートフォンも、今、世帯の普及率が約72%でございます。そのようなことから、老人は使えないじゃないかとか、そういうことではなく、これも一つの情報発信のツールとしてやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 適正な感謝券の使われ方ということでいろいろ目を配っていただいていると思うんですけども、1億円の寄附者もいらっしゃいましたので、多額な販売とか、一人で非常に高額な消費をなさったという事例が生まれているのではないかと思いますので、特徴的な事例がありましたらご紹介をいただきたいのと、本当に勝浦にお越しいただいて使っていただくというような内容の適正な使われ方については、どのように目配りをされているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、総野園の将来構想について3つほどの選択肢を考えていくということですが、これは、いつごろまでに、どのような形で検討を、スケジュールといいますか、どういう日程的なものを考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、防災アプリにつきましてですが、市民を対象とされて、機能は、主に何を提供しようとしているのか。今、防災無線で発信されていることはもちろん提供されるんだと思うんですけども、それ以外に何を付け加えようとしているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。1点目の高額寄附者、高額七福感謝券贈呈者につきましては、券の交付時に、例えば取扱店舗ですとか有効期限ですとか、そういうことをご説明させていただいた上でお送りさせてもらっております。

また2点目の、取扱店舗の中で適正な取り扱いということでございますけれども、かねてより議員からご指摘いただいております店舗、事業者につきましては、現在調査中でございますので、今後の調査協力にも影響が生じる懸念もございますので、この場で詳細を申すことは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、ほぼ毎週のようにその業者と接触を持ちまして、いろいろ調査に協力してもらっているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。検討委員会のスケジュールでございますけれども、今回このような形で委員会の立ち上げに関する予算要求をさせていただきました。議決となりましたら、その後、本検討委員会のメンバーを決定したいと考えております。あと、7月、8月、9月にかけて、3回の委員会の開催を予定しておりますけれども、各1回ずつ開きまして、最終的に9月までにはご意見をまとめていただければと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。アプリでございますけれども、音声で発信することというのがまず基本条件でございます。行政防災無線で今流れているものが、そのままスマートフォンから音声で同じものが流れるというのが基本でありまして、防災をまず第一に考えた方向で進めていきたいと考えております。その後、例えば、今日何々のイベントがありますという情報だとか、例えば学校、フェアキャストでいろいろメールは来ますけれども、そういったことも発信したり、さまざまな行政情報を含めた形の音声で配信できるような、そういったシステムを兼ね備えていると聞いておりますので、今後業者が確定、選定していった中で、そういったものも視野に入れながらやっていくというように考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） ふるさと応援基金につきましては、ぜひ今後とも、12億円がこれからの換金ということですので、19億円のうちの大半がまだこれからということですので。非常に大きな額でもありますし、そしてこの趣旨に沿った勝浦への来訪者がおいでいただいて消費していただいて、勝浦のよさを満喫していただくことが必要だと思いますので、そういったことが滞りなく行われるような対応をお願いしたいと思います。

9月までに総野園の検討をまとめて、その検討結果に基づいたことに発展していくのだろうと思いますが、選択肢の一つとして言われた民間への移管・移譲につきましては、具体的にはどんなことが全国的には行われているのか、ご紹介をいただければと思います。

それから、防災アプリにつきましてはですけれども、今やられている防災無線の内容を音声でスマートフォンを通じて伝えるということが基本になっているようですので、それに何を付け加えるのかは今後の検討ということかと思っておりますので、非常に多彩な機能をつけられるアプリもかなりの種類が出回っているんです。そういった点ではいろいろなことが選択可能かと思うんですけれども、しかしこれは、実際には勝浦市民が対象とするならば、市民の利便性を高める点で何が必要かというのを選択していただくことも大事だと思うんですけれども、ただ、可能性として、自分が今いる場所が安全なのかどうかということも、外来者、観光客とか外国人とか、そういう方々にも情報提供できる機能がつけ加えられるという可能性があるもので、そういうことまで含めるとかなり裾野が広がってしまうんですけれども、外来者が勝浦のいつとき滞在する期間だけ使うために勝浦の防災アプリをダウンロードして、津波が来たときにはそれを見て、今自分がいる場所が安全なのかどうか、どこへ避難すればいいのか、そういう情報提供ができる機能はもうつけ加えられるんですけれども、果たしてそこまでやるのかどうかというのは、選択としては、そういうアプリを勝浦は提供していますよということを外来者に周知しないと意味がないわけなので、その辺は非常に判断に悩むところだと思うんですけれども、この防災アプリというのは非常に大きな可能性を持っていますので、どういう機能を加えるのかというのは、ぜひとも、今まであるものだけではなくて、これから生まれ得る可能性も含めて、幅広い検討をして、エッセンスを入れていくようなことにされたらいいんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 富夫君） お答えいたします。全国的にどのような形で移譲されているかというご質問でございますけれども、官から民のほうに移譲・移管されたのは最近のことだけではなく

て、過去10年以上前からいろいろ進められまして、その当時は指定管理者制度に移管されたり、あとは民から官へ移譲されたりというふうな形で移管・移譲されてきております。ということで、基本的には官から民のほうに移譲されるわけでございますけれども、その方法としては、有償で移譲されるとか、無償で、例えばですけども、建物を建て替え条件で移譲されるとか、そういう形で移管されている形が見られます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

---

### 請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（岩瀬洋男君） 日程第2、請願の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願は、お手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

---

### 休 会 の 件

○議長（岩瀬洋男君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月13日から6月15日までの3日間は、委員会審査等のため休会したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、6月13日から6月15日までの3日間は休会することに決しました。

6月16日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

---

### 散 会

○議長（岩瀬洋男君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時38分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第31号～議案第32号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第2号～請願第3号の委員会付託
1. 休会の件